

滋 医 福 第 1 2 4 8 号
令和2年（2020年）6月12日

介護支援専門員（特例措置対象者） 各位

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長
（ 公 印 省 略 ）

介護支援専門員資格の有効期間の特例措置について（通知）

平素は、本県の医療福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和2年度介護支援専門員現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）の全コースおよび現任研修・更新研修Ⅰ（専門課程Ⅱ）の一部のコースを中止することとなりました。

また、今後も感染拡大が懸念されていることから、他の研修についても、実施方法の変更もしくは延期または中止となる場合がございます。研修の実施については、随時、滋賀県および研修実施機関のホームページに掲載いたしますので、お手数ですがご確認いただきますようお願いいたします。

都道府県の判断で法定研修を延期または中止する場合、本来の資格更新時期を過ぎてしまう介護支援専門員等については、都道府県が認める期間内は臨時的に資格を喪失しない取扱いとされました。（令和2年2月25日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）

本県における臨時的な有効期間の取扱い（以下「特例措置」という。）については下記のとおりとしますので、内容についてご了知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、6月12日時点で、介護支援専門員証の有効期間満了日が令和2年6月9日から令和5年3月31日までに迎える方に送付しております。既に介護支援専門員証の更新に必要な研修を修了している方は、特例措置に関わらず、更新期間内に更新手続を行っていただきますようお願いいたします。本紙と行き違いで更新手続を行っていただいておりますらご了承ください。

記

1 特例措置の対象者

令和2年6月9日から令和5年3月31日までに介護支援専門員証の有効期間満了日を迎える者※

【例】

現在の証の有効期間満了日 : 令和3年3月10日 → 対象

※ 主任介護支援専門員資格については、現時点で主任介護支援専門員更新研修を実施する予定であることから特例措置には含みません。ただし、今後、新型コロナウイルス感染症の流行等により研修の開催に変更が生じる等やむを得ない事態が発生した場合は、別途、主任介護支援専門員資格の取扱いについて通知します。

2 資格を喪失しない期間

本来の有効期間満了日の翌日から1年間は資格を喪失しない。

ただし、やむを得ない事情（忌引き、入院、体調不良、感染症拡大防止のための自宅待機、受講すべき研修が実施されない場合等）により、更新に必要な研修の修了が困難な場合は、研修修了までの間、資格を喪失しない取扱いとする。

【例】

現在の証の有効期間満了日 : 令和3年3月10日
⇒ 証の特例措置の期間 : 令和4年3月10日まで

3 特例措置に伴う介護支援専門員証の取扱い

特例措置に伴う介護支援専門員証の再交付は行わない。特例措置の対象者は、特例措置の期間、現在の介護支援専門員証を使用し、業務に従事できることとする。

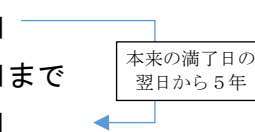
なお、特例措置の期間中に、市町等から介護支援専門員証の状況を照会される場合は、本通知を併せて提示すること。

4 研修修了後の有効期間の更新について

研修修了後の有効期間は、本来の有効期間満了日の翌日から5年間とする。

【例】

現在の証の有効期間満了日 : 令和3年3月10日
特例措置の期間 : 令和4年3月10日まで
⇒ 研修修了後の証の有効期間満了日 : 令和8年3月10日



5 留意事項

- (1) 専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱの両方を受講する場合、専門課程Ⅰの修了前に専門課程Ⅱを受講することはできません。専門課程Ⅰを修了後、専門課程Ⅱを受講してください。

令和2年度の専門課程Ⅰは全コース中止しているため、令和3年度の専門課程Ⅰを受講後、速やかに専門課程Ⅱを受講してください。

(2) 原則、研修は受講可能な直近の研修を速やかに受講してください。特例措置の期間内に研修を修了されなかった場合は、有効期間は満了となります。

(3) 本年度の研修の開催については、現時点では以下のとおり予定しておりますが、状況により、随時、開催について判断するとともに、今後も新型コロナウイルス感染症の流行等により急な変更が生じる可能性があります。

つきましては、受講を予定されている方は滋賀県および研修実施機関のホームページを随時ご確認くださいませようご協力をお願い申し上げます。

○ 令和2年度滋賀県介護支援専門員研修の開催予定（令和2年5月末時点）

研修課程	実施方針	時期
現任研修・更新研修Ⅰ (専門課程Ⅰ)	全コース中止	
現任研修・更新研修Ⅰ (専門課程Ⅱ)	A、Cコース：中止 B、D、Eコース：規模を縮小して実施	9～2月(平日)
更新研修Ⅱ (実務未経験)	規模を縮小して実施	1～2月(土日)
再研修	規模を縮小して実施	8～11月(土日)
主任介護支援専門員 研修	規模を縮小して実施	9～12月(平日)
主任介護支援専門員 更新研修	A、Bコース：規模を縮小して実施	10～12月(平日)
実務研修 (R2試験合格者)	平日、休日コース：規模を縮小して実施	12～3月(平日) 1～4月(休日)

○ 滋賀県ホームページ

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/306759.html>
(県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護>注目情報「介護支援専門員について」)

○ 滋賀県社会福祉協議会ホームページ（主任更新研修以外）

<https://shiga-sfk.jp/>

○ 滋賀県介護支援専門員連絡協議会ホームページ（主任更新研修）

<http://shiga-caremana.jp/>

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL : 077-528-3597 / FAX : 077-528-4851